

傷害見舞金等支給規程

本規程は、株式会社出前館（以下「当社」という。）と配達員（当社が提供するサービス「出前館」の配達員として登録された個人をいい、以下「配達員」という。）の傷害見舞金等の支給に関する事項を定める。傷害見舞金等の支給を希望する配達員は、本規程に同意のうえ、必要な手続を行うものとする。

第1条 支給対象の範囲

本規程は、配達員が配達中に被った傷害等に適用する。なお、配達中とは、配達員が配達アプリケーション上で配達依頼を受けた時点から、当該配達完了するまでの間をいう。配達対象の注文がキャンセルされた場合は、配達完了した時点又は注文がキャンセルされた時点までとし、いずれか時間的に早い時点までとする。

第2条 支給対象者

傷害見舞金等の支給対象者は、配達員本人又はその法定相続人とする。

第3条 死亡・後遺障害

配達員が、配達中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡又は後遺障害が生じた場合、死亡・後遺障害見舞金として別表1の金額を支給する。

- (1) 傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷等をいい、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含むものとする。なお、継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は除くものとする。
- (2) 後遺障害：治療の効果が医学上期待できない状態であって、配達員の身体に残された症状が、将来においても回復できない身体機能の重大な損傷に至ったもの又は身体の一部の欠損をいう。

第4条 治療・入院・通院

配達員が、配達中に傷害を被り、治療を要し入院又は通院したときは、以下の条件に従って、傷害見舞金等として次の金額を支給する。なお、死亡・後遺障害見舞金を支給する場合も、傷害見舞金等を支給する。

支給内容	対象期間	支給限度額(配達員 1 名あたり、1 事故あたり、円単位)
医療見舞金	配達中	最大 250,000 円
死亡見舞金	配達中	死亡見舞金: 12,000,000 円
後遺障害見舞金	配達中	最大 12,000,000 円
1 日あたりの入院に伴う見舞金	配達中	7,500 円(90 日を限度とする)

- (1) 治療とは、医師又は柔道整復師が必要であると認め、医師又は柔道整復師が行う手当、治療行為をいう。
- (2) 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律(平成 9 年法律第 104 号)第 6 条(臓器の摘出)の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。)であるときには、その処置日数を含む。
- (3) 通院とは、傷害を被り、その直接の結果として、病院または診療所(整骨院及び鍼灸院を含む)において医師による診察を受け、医師の管理下において治療することをいう。
- (4) 医療見舞金とは、X 線検査、手術、投薬、診断書取得等の必要な医療費用(実際に支払った費用、救急費用を含む。)を支給限度額を上限として支給する金銭をいう。
- (5) 死亡見舞金とは、配達員が死亡した場合において、扶養者や法定相続人に対して支給する金銭をいう。
- (6) 後遺障害見舞金とは、配達員に後遺障害が生じた場合において支給する金銭をいう。なお、具体的な金額は、別表 1 に定める後遺障害の症状によるものとする。
- (7) 1 日あたりの入院に伴う見舞金とは、傷害によって入院するに至った場合で、後当該傷害により就業不能及び自宅療養となった際に、90 日を上限に支給する金銭をいう。ただし、医師による、医学的見地から就業が困難であることの証明を必要とする。

第5条 支給制限

傷害が次の各号に該当するときは、本規程に定める見舞金等を支給しない。

- (1) 配達員の故意又は重大な過失に起因するとき
- (2) 配達員の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因するとき
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（暴動、群衆又は多数の者の集団行為によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質により汚染された物原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (5) (3)及び(4)の事由に随伴して生じた事由又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (6) 風土病
- (7) 配達員の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用
- (8) 配達員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものを含む。）を持たないで、又は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態での自動車又は原動機付自転車の運転
- (9) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいう。）腰痛又はその他の症状を訴えている場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (10)地震・噴火・津波に起因するとき

第6条 申請手続

1. 配達員が、本規程に基づく傷害見舞金等の支給を請求する場合は、指定書類を必要な資料と合わせて当社に提出して申請（以下「本申請」という。）しなければならない。
 - (1) 本規程に規定する見舞金等の申請に関する書類
 - (2) 医師又は柔道整復師の診断書、治療等に要した費用の領収書等
 - (3) その他、当社が必要と認める書類
2. 本申請は、傷害見舞金等の支給を保証するものではありません。当社は、本申請内容等を調査したうえで、当社の判断で傷害見舞金等の支給を決定します。
3. 当社は、傷害見舞金等の支給を行わないと判断した場合において、これにより配達員生じた損害を賠償する責任は負いません。

第7条 個人情報の取扱い

当社は、本申請により当社が取得する個人情報（機微情報・要配慮個人情報を含む。以下同じ。）を、当社の[プライバシーポリシー](#)に従い適切に管理する。取得した個人情報は、本申請の内容の確認、傷害見舞金等の支払い、連絡、問い合わせ対応、事故対応、関係先への照会等事実関係の確認、関係する保険会社への確認、保険金の申請・受領のため使用し、当該範囲で必要な第三者（本申請時に明示する。）に提供する場合がある。

第8条 改定

当社は、いつでも本規程の改定ができるものとする。改定があった場合は、指定のウェブサイト・アプリにアップロードする方法、その他当社が適当と認める方法で通知を行うものとする。

第9条 適用開始日

本規程は、2021年8月1日から運用を開始し、見舞金等支給の対象とする傷害等は同日以降の配達中に発生した事故等に起因するものとする。

以上

制定日：2021年7月31日

【別表 1】 死亡・後遺障害見舞金

		見舞金
死亡		12,000,000 円
等級	後遺障害	見舞金
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼しゃく及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	12,000,000 円
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとする。以下同様とする。)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	10,680,000 円
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼しゃく又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。以下同様とする。)	9,360,000 円
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼しゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	8,280,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいう。なお、母指にあつては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	
第 5 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。以下同様とする。) 	7,080,000 円
第 6 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの 	6,000,000 円
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外 	5,040,000 円

	<p>の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいう。なお、第1の足指にあつては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の辜こう丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、又は1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したものの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	4,080,000円
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p>	3,120,000円

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 咀嚼しゃく及び言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	
第 10 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼しゃく又は言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 	2,400,000 円
第 11 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 	1,800,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	
第 12 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	1, 200, 000 円
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	840, 000 円

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	480,000円

以上